

第2章 労働争議の調整

(注) 本章では、第2編で扱う行政執行法人を含むものを「全労委」、含まないものを「行政執行法人を除く」と表示し区別した。

第1節 労働争議調整の概況

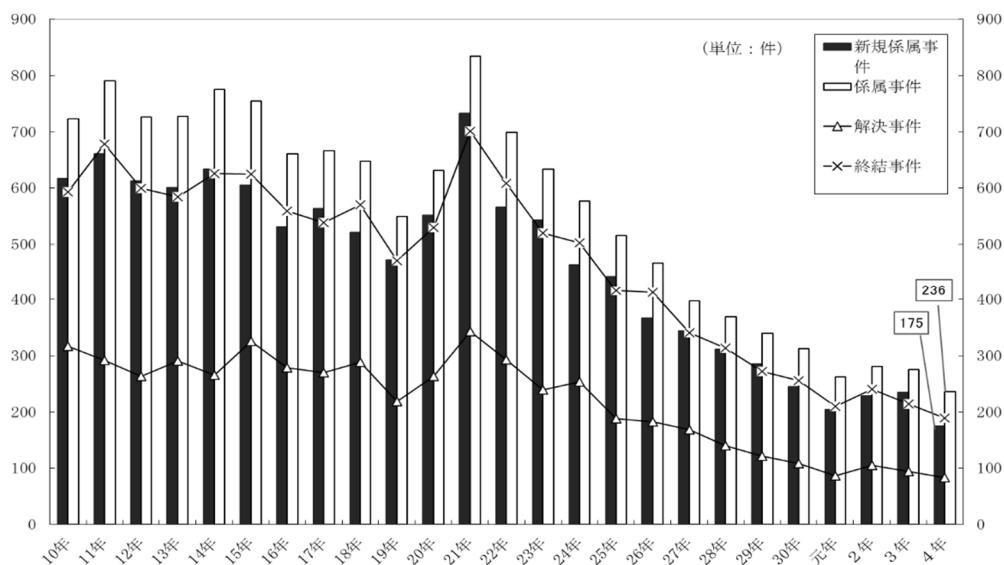
1 労働争議調整事件の係属状況

(1) 概況

4年に係属した労働争議調整事件数（行政執行法人を除く）は234件（3年275件）で、このうち3年から繰越されたものは61件（2年40件）、新規に係属したものは173件（3年235件）であった（第18表参照）。

また、全労委に係属した労働争議調整事件数は236件（3年275件）、新規に係属したものは175件（同235件）であった（図1及び巻末統計表第11表参照）。

図1 調整事件取扱件数の推移（全労委）



(2) 新規係属事件数及び対象労働者数

新規係属事件数は173件で、3年に比べ62件の減少となった。これを中労委・都道府県労委別にみると、中労委では0件で3年と比べて2件の減少、都道府県労委では173件で60件の減少となった（第18表、第19表参照）。

(3) 調整方法別新規係属状況

新規係属事件を調整方法別にみると、あっせん172件・99.4%（3年232件・98.7%）、調停1件・0.6%（同3件・1.3%）、仲裁0件・0%（同0件・0.0%）となっている（第18表参照）。

第18表 労委別労働争議調整事件係属件数及び終結件数（行政執行法人を除く）

（単位：件）

区分 労委	係属件数						終結件数					次年 繰越
	前年 繰越	新 規				計	解決	取下	不調・ 打切	移管	計	
		あつせん	調停	仲裁	計							
北海道	1	6	0	0	6	7	1	4	1	0	6	1
青森県	1	3	0	0	3	4	2	0	1	0	3	1
岩手県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
宮城県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
秋田県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
山形県	1	1	0	0	1	2	2	0	0	0	2	0
福島県	0	2	0	0	2	2	0	0	2	0	2	0
茨城県	0	5	0	0	5	5	3	0	0	0	3	2
栃木県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
群馬県	0	2	0	0	2	2	1	1	0	0	2	0
埼玉県	2	3	0	0	3	5	3	0	1	0	4	1
千葉県	1	1	0	0	1	2	0	0	2	0	2	0
東京都	27	50	0	0	50	77	32	5	23	1	61	16
神奈川県	3	11	0	0	11	14	6	1	3	0	10	4
新潟県	1	0	0	0	0	1	0	0	1	0	1	0
山梨県	0	2	0	0	2	2	1	0	0	0	1	1
長野県	2	3	0	0	3	5	0	3	1	0	4	1
静岡県	0	6	0	0	6	6	1	1	3	0	5	1
富山県	0	3	0	0	3	3	0	2	1	0	3	0
石川県	0	2	0	0	2	2	2	0	0	0	2	0
福井県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
岐阜県	1	6	0	0	6	7	1	1	3	0	5	2
愛知県	2	10	0	0	10	12	2	1	5	1	9	3
三重県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
滋賀県	0	2	0	0	2	2	1	0	0	0	1	1
京都府	0	6	0	0	6	6	3	0	2	0	5	1
大阪府	8	24	0	0	24	32	10	8	5	0	23	9
兵庫県	1	3	0	0	3	4	1	0	2	0	3	1
奈良県	1	0	0	0	0	1	0	0	1	0	1	0
和歌山県	0	2	0	0	2	2	0	1	1	0	2	0
鳥取県	0	0	1	0	1	1	1	0	0	0	1	0
島根県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
岡山県	2	0	0	0	0	2	0	0	2	0	2	0
広島県	2	3	0	0	3	5	2	2	1	0	5	0
山口県	0	1	0	0	1	1	0	1	0	0	1	0
徳島県	1	1	0	0	1	2	0	0	2	0	2	0
香川県	0	2	0	0	2	2	1	0	1	0	2	0
愛媛県	0	1	0	0	1	1	0	0	0	0	0	1
高知県	0	3	0	0	3	3	1	0	2	0	3	0
福岡県	1	4	0	0	4	5	1	0	4	0	5	0
佐賀県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
長崎県	2	1	0	0	1	3	2	1	0	0	3	0
熊本県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大分県	0	2	0	0	2	2	1	0	0	0	1	1
宮崎県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
鹿児島県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
沖縄県	1	1	0	0	1	2	0	0	2	0	2	0
都道府県労委計	61	172	1	0	173	234	81	32	72	2	187	47
中労委	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	61	172	1	0	173	234	81	32	72	2	187	47
前年同期 (9年1月～12月)	40	232	3	0	235	275	94	42	77	1	214	61
前年同期比	21	- 60	- 2	0	- 62	- 41	- 13	- 10	- 5	1	- 27	- 14
		[2]			[2]	[2]	[1]	[1]			[2]	
					[-2]		[-1]	[-1]				

（注） [] 内は中労委取扱事件数で内数。

第 19 表 新規係属事件数及び対象労働者数の推移（行政執行法人を除く）

（単位：件、千人）

年	中労委＋都道府県労委		中労委		都道府県労委	
	件数	対象労働者数	件数	対象労働者数	件数	対象労働者数
30年	243	150	3	41	240	109
元年	203	1,867	0	0	203	1,867
2年	229	115	2	11	227	104
3年	235	127	2	7	233	120
4年	173	74	0	0	173	74

(4) 適用法規別新規係属状況

全労委の新規係属事件を適用法規別にみると、労働関係調整法（労調法）に基づくものが173件（3年235件）、地方公営企業等の労働関係に関する法律（地公労法）に基づくものが0件（同0件）、行政執行法人の労働関係に関する法律（行労法）に基づくものは2件（同0件）であった（第20表参照）。

第 20 表 調整区分及び適用法規別新規係属事件数（全労委）

（単位：件）

区 分	合 計	新規係属事件		
		労調法	地公労法	行労法
合 計	175 [2]	173	0	2 [2]
あっせん	172	172	0	0
調 停	3 [2]	1	0	2 [2]
仲 裁	0	0	0	0

（注）〔 〕内は中労委取扱件数で内数。

(5) 開始事由別新規係属状況

新規係属事件を開始事由別にみると、労働組合からの申請が157件・90.8%（3年207件・88.1%）、使用者からの申請が15件・8.7%（同25件・10.6%）、労使双方からの申請が1件・0.6%（同3件・1.3%）、職権に基づく開始が0件・0%（同0件・0%）であった（第21表参照）。

第 21 表 開始事由別新規係属事件数の推移（行政執行法人を除く）

（単位：件）

年	組合申請		使用者申請		双方申請		職 権		合 計	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
30年	224	92.2%	19	7.8%	0	0.0%	0	0.0%	243	100.0%
元年	181	89.2%	19	9.4%	3	1.4%	0	0.0%	203	100.0%
2年	202	88.2%	26	11.4%	1	0.4%	0	0.0%	229	100.0%
3年	207	88.1%	25	10.6%	3	1.3%	0	0.0%	235	100.0%
4年	157	90.8%	15	8.7%	1	0.6%	0	0.0%	173	100.0%

(6) 都道府県別新規係属状況

新規係属事件を都道府県労委別にみると、東京が50件・28.9%（3年83件・35.6%）で最も多く、以下、大阪が24件・13.9%（同32件・13.7%）、神奈川が11件・6.4%（同12件・5.2%）、愛知が10件・5.8%（同12件・5.2%）と続いている（第18表参照）。

(7) 集団事件及び統一事件の新規係属状況

集団事件及び統一事件の新規係属状況をみると、集団事件（(注)1）は0件（3年0件）、統一事件（(注)2）は0件0社（同0件0社）であった（第22表参照）。

第22表 新規係属事件における集団事件及び統一事件の係属状況(行政執行法人を除く)

区分	労委	産業	調整事項	件数
集団事件	なし	—	—	—
	小計			—
統一事件	なし	—	—	—
	小計			—
合計				—

(注) 1. 集団事件とは、手続上各企業ごとに1件と数えられるが、実質的には1件としてみることができるもの。

2. 統一事件とは、2企業以上にわたる争議であるが、手続上1件として数えるもの。

2 調整事件における関係当事者の特徴

(1) 産業別新規係属状況

新規係属事件を産業大分類別にみると、サービス業が29件・16.6%（3年30件・12.8%）で最も多く、以下、運輸業、郵便業が27件・15.4%（同34件・14.5%）、医療、福祉が27件・15.4%（同39件・16.6%）、教育、学習支援業が17件・9.7%（同25件・10.6%）、製造業が15件・8.6%（同28件・11.9%）、卸売業、小売業が13件・7.4%（同16件・6.8%）、情報通信業が8件・4.6%（同12件・5.1%）、学術研究、専門・技術サービス業が8件・4.6%（同7件・3.0%）と続いている（第23-1表参照）。

なお、これを全労委でみると、サービス業が29件・16.4%（同30件・12.8%）、運輸業、郵便業が27件・15.3%（同34件・14.5%）、医療、福祉が27件・15.3%（同39件・16.6%）となっている（第23-2表参照）。

また、産業中分類別にみると、サービス業の中では廃棄物処理業及びその他の事業サービス業がそれぞれ6件・3.4%、運輸業、郵便業の中では道路貨物運送業が13件・7.3%、医療、福祉の中では医療業が14件・7.9%で最も多い（巻末統計表第14表参照）。

第 23-1 表 産業別新規係属事件数及び構成比の推移（行政執行法人を除く）

(単位:件)

産業 \ 年	30年	元年	2年	3年	4年
全産業	243 100.0%	203 100.0%	229 100.0%	235 100.0%	175 100.0%
農林漁業, 鉱業, 採石業, 砂利採取業	3 1.2%	0 0.0%	1 0.4%	0 0.0%	2 1.1%
建設業	14 5.8%	7 3.4%	10 4.4%	12 5.1%	5 2.9%
製造業	20 8.2%	25 12.3%	21 9.2%	28 11.9%	15 8.6%
電気・ガス・熱供給・水道業	3 1.2%	2 1.0%	2 0.9%	1 0.4%	0 0.0%
情報通信業	7 2.9%	9 4.4%	2 0.9%	12 5.1%	8 4.6%
運輸業, 郵便業	43 17.7%	36 17.7%	37 16.2%	34 14.5%	27 15.4%
卸売業, 小売業	24 9.9%	20 9.9%	16 7.0%	16 6.8%	13 7.4%
金融業, 保険業	3 1.2%	2 1.0%	3 1.3%	3 1.3%	3 1.7%
不動産業, 物品賃貸業	2 0.8%	2 1.0%	5 2.2%	5 2.1%	3 1.7%
学術研究, 専門・技術サービス業	6 2.5%	6 3.0%	8 3.5%	7 3.0%	8 4.6%
宿泊業, 飲食サービス業	2 0.8%	10 4.9%	26 11.4%	9 3.8%	7 4.0%
生活関連サービス業, 娯楽業	11 4.5%	4 2.0%	3 1.3%	7 3.0%	5 2.9%
教育, 学習支援業	32 13.2%	28 13.8%	25 10.9%	25 10.6%	17 9.7%
医療, 福祉	42 17.3%	29 14.3%	44 19.2%	39 16.6%	27 15.4%
複合サービス事業	2 0.8%	1 0.5%	4 1.7%	6 2.6%	6 3.4%
サービス業	29 11.9%	20 9.9%	20 8.7%	30 12.8%	29 16.6%
公務	0 0.0%	2 1.0%	2 0.9%	1 0.4%	0 0.0%
分類不能	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%

(注) 複数の使用者(産業)を含む事件があるため、全産業数は事件数に一致しない。

第 23-2 表 産業別新規係属事件数及び構成比の推移（全労委）

(単位:件)

産業 \ 年	30年	元年	2年	3年	4年
全産業	245 100.0%	205 100.0%	229 100.0%	235 100.0%	177 100.0%
製造業	22 9.0%	27 13.2%	21 9.2%	28 11.9%	17 9.6%
運輸業, 郵便業	43 17.6%	36 17.6%	37 16.2%	34 14.5%	27 15.3%
卸売業, 小売業	24 9.8%	20 9.8%	16 7.0%	16 6.8%	13 7.3%
教育, 学習支援業	32 13.1%	28 13.7%	25 10.9%	25 10.6%	17 9.6%
医療, 福祉	42 17.1%	29 14.1%	44 19.2%	39 16.6%	27 15.3%
サービス業	29 11.8%	20 9.8%	20 8.7%	30 12.8%	29 16.4%
その他の産業	53 21.6%	45 22.0%	66 28.8%	63 26.8%	47 26.6%

(注) 複数の使用者(産業)を含む事件があるため、全産業数は事件数に一致しない。

(2) 組合員数規模別及び従業員数規模別新規係属状況

新規係属事件を組合員数規模別にみると、99人以下が81件・46.9%（3年105件・44.7%）、100人以上499人以下が53件・30.6%（同64件・27.2%）、500人以上4,999人以下が32件・18.5%（同53件・22.6%）、5,000人以上が2件・1.2%（同3件・1.3%）、不明5件・2.9%（同10件・4.3%）であった（第24-1表参照）。

また、従業員数規模別にみると、99人以下が92件・53.2%（同93件・39.6%）、100人以上499人以下が42件・24.3%（同64件・27.3%）、500人以上4,999人以下が25件・14.4%（同49件・20.8%）、5,000人以上が5件・2.9%（同9件・3.8%）、不明10件・5.8%（同20件・8.5%）であった（第24-1表参照）。

なお、組合員数規模別の状況を全労委でみると、99人以下が81件・46.3%（同105件・44.7%）、100人以上499人以下が53件・30.3%（同64件・27.2%）、500人以上4,999人以下が34件・19.4%（同53件・22.6%）、5,000人以上が2件・1.1%（同3件・1.3%）、不明5件・2.9%（同10件・4.3%）であった（第24-2表参照）。

また、従業員数規模別にみると、99人以下が92件・52.5%（同93件・39.6%）、100人以上499人以下が42件・24.0%（同64件・27.3%）、500人以上4,999人以下が27件・15.4%（同49件・20.8%）、5,000人以上が5件・2.9%（同9件・3.8%）、不明10件・5.7%（同20件・8.5%）であった（第24-2表参照）。

第24-1表 組合員数規模別及び従業員数規模別新規係属事件数の推移(行政執行法人を除く)

(単位:件)

年	規模	30人未満	30～99人	100～299人	300～499人	500～999人	1,000～4,999人	5,000人以上	不明	合計
30年	組合員数	51 21.0%	59 24.3%	53 21.8%	29 11.9%	22 9.1%	21 8.6%	5 2.1%	3 1.2%	243 100.0%
	従業員数	69 28.4%	56 23.0%	43 17.7%	15 6.2%	12 4.9%	22 9.1%	15 6.2%	11 4.5%	
元年	組合員数	43 21.2%	60 29.6%	42 20.7%	12 5.9%	23 11.3%	18 8.9%	1 0.5%	4 2.0%	203 100.0%
	従業員数	51 25.1%	51 25.1%	40 19.7%	15 7.4%	12 5.9%	13 6.4%	4 2.0%	17 8.4%	
2年	組合員数	40 17.5%	62 27.1%	47 20.5%	30 13.1%	19 8.3%	15 6.6%	6 2.6%	10 4.4%	229 100.0%
	従業員数	61 26.6%	51 22.3%	35 15.3%	21 9.2%	17 7.4%	16 7.0%	12 5.2%	16 7.0%	
3年	組合員数	48 20.4%	57 24.3%	44 18.7%	20 8.5%	30 12.8%	23 9.8%	3 1.3%	10 4.3%	235 100.0%
	従業員数	51 21.7%	42 17.9%	42 17.9%	22 9.4%	24 10.2%	25 10.6%	9 3.8%	20 8.5%	
4年	組合員数	43 24.9%	38 22.0%	39 22.5%	14 8.1%	19 11.0%	13 7.5%	2 1.2%	5 2.9%	173 100.0%
	従業員数	58 33.5%	34 19.7%	28 16.2%	14 8.1%	16 9.2%	9 5.2%	5 2.9%	10 5.8%	

(注) 複数の使用者(産業)を含む事件があるため、従業員数が新規係属事件数に一致しない年がある。

第 24-2 表 組合員数規模別及び従業員数規模別新規係属事件数の推移（全労委）

(単位:件)

年	規模	30 人	30 ～	100 ～	300 ～	500 ～	1,000 ～	5,000 人	不明	合計
		未 満	99 人	299 人	499 人	999 人	4,999 人	以 上		
30 年	組合員数	51 20.8%	59 24.1%	53 21.6%	29 11.8%	23 9.4%	22 9.0%	5 2.0%	3 1.2%	245 100.0%
	従業員数	69 28.2%	56 22.9%	43 17.6%	15 6.1%	13 5.3%	23 9.4%	15 6.1%	11 4.5%	
元 年	組合員数	43 21.0%	60 29.3%	42 20.5%	12 5.9%	24 11.7%	19 9.3%	1 0.5%	4 2.0%	205 100.0%
	従業員数	51 24.9%	51 24.9%	40 19.5%	15 7.3%	13 6.3%	14 6.8%	4 2.0%	17 8.3%	
2 年	組合員数	40 17.5%	62 27.1%	47 20.5%	30 13.1%	19 8.3%	15 6.6%	6 2.6%	10 4.4%	229 100.0%
	従業員数	61 26.6%	51 22.3%	35 15.3%	21 9.2%	17 7.4%	16 7.0%	12 5.2%	16 7.0%	
3 年	組合員数	48 20.4%	57 24.3%	44 18.7%	20 8.5%	30 12.8%	23 9.8%	3 1.3%	10 4.3%	235 100.0%
	従業員数	51 21.7%	42 17.9%	42 17.9%	22 9.4%	24 10.2%	25 10.6%	9 3.8%	20 8.5%	
4 年	組合員数	43 24.6%	38 21.7%	39 22.3%	14 8.0%	20 11.4%	14 8.0%	2 1.1%	5 2.9%	175 100.0%
	従業員数	58 33.1%	34 19.4%	28 16.0%	14 8.0%	17 9.7%	10 5.7%	5 2.9%	10 5.7%	

(注) 複数の使用者（産業）を含む事件があるため、従業員数が新規係属事件数に一致しない年がある。

(3) 組合系統別新規係属状況

新規係属事件を組合系統別にみると、連合系が 43 件・24.9%（3 年 55 件・23.1%）、全労連系が 57 件・32.9%（同 69 件・29.0%）、その他の上部団体が 33 件・19.1%（同 60 件・25.2%）などとなっている（第 25-1 表参照）。

なお、これを全労委でみると、連合系が 45 件・25.7%（同 55 件・23.1%）、全労連系が 57 件・32.6%（同 69 件・29.0%）、その他の上部団体が 33 件・18.9%（同 60 件・25.2%）などとなっている（第 25-2 表参照）。

第 25-1 表 組合系統別新規係属事件数の推移（行政執行法人を除く）

(単位:件)

年	系統	連合	全労連	その他の上部団体		上部団体なし	合計
					うち全労協		
30 年		69 28.4%	88 36.2%	36 14.8%	15 6.2%	50 20.6%	243 100.0%
元 年		58 28.4%	69 33.8%	37 18.1%	23 11.3%	40 19.6%	204 100.0%
2 年		43 18.8%	78 34.1%	39 17.0%	12 5.2%	69 30.1%	229 100.0%
3 年		55 23.1%	69 29.0%	60 25.2%	30 12.6%	54 22.7%	238 100.0%
4 年		43 24.9%	57 32.9%	33 19.1%	17 9.8%	40 23.1%	173 100.0%

(注) 系統の異なる組合から連名の申請があったため、新規係属事件数と一致しない年がある。

第 25-2 表 組合系統別新規係属事件数の推移 (全労委)

(単位:件)

年	系統	連合		全労連		その他の上部団体		上部団体なし	合計				
						うち全労協							
30年		71	29.0%	88	35.9%	36	14.7%	15	6.1%	50	20.4%	245	100.0%
元年		60	29.1%	69	33.5%	37	18.0%	23	11.2%	40	19.4%	206	100.0%
2年		43	18.8%	78	34.1%	39	17.0%	12	5.2%	69	30.1%	229	100.0%
3年		55	23.1%	69	29.0%	60	25.2%	30	12.6%	54	22.7%	238	100.0%
4年		45	25.7%	57	32.6%	33	18.9%	17	9.7%	40	22.9%	175	100.0%

(注) 系統の異なる組合から連名の申請があったため、新規係属件数と一致しない年がある。

(4) 合同労組事件の新規係属状況

新規係属事件中、合同労組事件は 121 件・69.9% (3年 164 件・69.8%)、このうち駆け込み訴え事件は 72 件・41.6% (同 80 件・34.0%) であった。合同労組事件に占める駆け込み訴え事件の割合は 59.5% (同 48.8%) であった (第 26 表参照)。

第 26 表 新規係属事件における合同労組事件の係属件数の推移 (行政執行法人を除く)

(単位:件)

年	事件	全事件	合同労組事件			
			駆け込み訴え事件			
30年		243	176	(72.4%)	104	(42.8%) <59.1%
元年		203	150	(73.9%)	85	(41.9%) <56.7%
2年		229	166	(72.5%)	93	(40.6%) <56.0%
3年		235	164	(69.8%)	80	(34.0%) <48.8%
4年		173	121	(69.9%)	72	(41.6%) <59.5%

- (注) 1. ここで集計対象とした合同労組は、企業の枠を超えて、主に中小企業の労働者を一定の地域単位で組織し、特定企業への所属を条件としない個人加入できる組合をいう。「一般労組」ないしは「地域ユニオン」などといわれている組合については、原則としてこの範疇に含めた。
2. 駆け込み訴え事件とは、労働者が調整事件となり得る状況が発生した後に合同労組に加入し、当該組合から当該事項を調整事項として申請があった事件。
3. ()内は全事件に対する割合。< > 内は合同労組事件に対する割合。

(5) 調整前例の有無別新規係属状況

新規係属事件を争議調整の前例の有無 (同一の両当事者における過去の調整事件の有無) 別にみると、調整前例のある事件は 19 件・11.0% (3年 20 件・8.5%) であった (第 27-1 表参照)。

また、調整事項との関連でみると、前例ありの場合、経済的事項の賃金増額 (10.3%) の割合が全数 (3.7%) と比較して最も高いのに対し、非経済的事項の経営又は人事 (10.3%) の割合が全数 (20.1%) と比較して最も低い (第 27-2 表参照)。

第 27-1 表 新規係属事件における調整前例の有無別係属件数の推移(行政執行法人を除く)
(単位:件)

年	事件	全事件	調整前例のある事件
30年		243	46 (18.9 %)
元年		203	32 (15.8 %)
2年		229	30 (13.1 %)
3年		235	20 (8.5 %)
4年		173	19 (11.0 %)

(注) ()内は新規係属事件に対する割合。

第 27-2 表 新規係属事件における調整前例の有無別調整事項の状況(行政執行法人を除く)
(単位:項目)

調整事項		区分	全数	前例あり	前例なし
合 計			354 100.0%	39 100.0%	315 100.0%
経済的事項			129 36.4%	17 43.6%	112 35.6%
内 訳	賃金増額		13 3.7%	4 10.3%	9 2.9%
	一時金		17 4.8%	3 7.7%	14 4.4%
	労働時間・休日休暇		14 4.0%	1 2.6%	13 4.1%
	その他		85 24.0%	9 23.1%	76 24.1%
非経済的事項			219 61.9%	21 53.8%	198 62.9%
内 訳	経営又は人事		71 20.1%	4 10.3%	67 21.3%
	団交促進		97 27.4%	8 20.5%	89 28.3%
	組合承認・組合活動		12 3.4%	3 7.7%	9 2.9%
	その他		39 11.0%	6 15.4%	33 10.5%
協約締結・全面改定			6 1.7%	1 2.6%	5 1.6%

(6) 併存する組合のある事件の新規係属状況

新規係属事件中、併存する組合のある事件は 15 件・8.7% (3年 7件・3.0%) であった (第 28 表参照)。

第 28 表 新規係属事件における併存組合のある事件の係属状況の推移(行政執行法人を除く)
(単位:件)

年	事件	全事件	併存組合のある事件
30年		243	42 (17.3 %)
元年		203	12 (5.9 %)
2年		229	19 (8.3 %)
3年		235	7 (3.0 %)
4年		173	15 (8.7 %)

(注) 1. ()内は新規係属事件に対する割合。

2. 併存組合のある事件とは、企業内に当事者以外の組合がある場合の事件をいう。

(7) 新規係属事件における組合構成員の就労状況

新規係属事件における組合構成員の就労状況は、正社員が 124 件・66.3% (3年 154 件・61.4%)、パート・アルバイトが 20 件・10.7% (同 33 件・13.1%)、契約社員が 28 件・15.0% (同 36 件・14.3%)、派遣労働者が 4 件・2.1% (同 11 件・4.4%)、その他が 11 件・5.9% (同 17 件・6.8%) となっている (第 29-1 表、図 2 参照)。

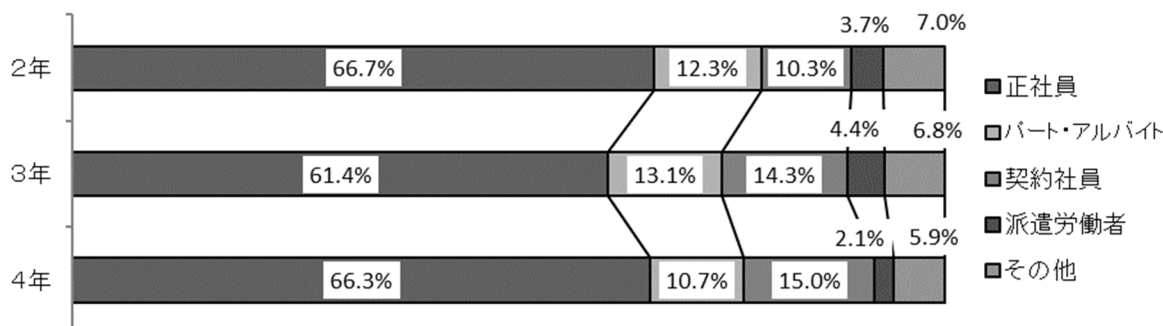
第 29-1 表 新規係属事件における組合構成員の就労状況別割合の推移 (行政執行法人を除く)

(単位: 件)

就労 状況 年	正社員		パート・ アルバイト		契約社員		派遣労働者		その他		合 計	
30年	167	61.4%	33	12.1%	57	21.0%	7	2.6%	8	2.9%	272	100.0%
元年	134	63.2%	23	10.8%	28	13.2%	6	2.8%	21	9.9%	212	100.0%
2年	162	66.7%	30	12.3%	25	10.3%	9	3.7%	17	7.0%	243	100.0%
3年	154	61.4%	33	13.1%	36	14.3%	11	4.4%	17	6.8%	251	100.0%
4年	124	66.3%	20	10.7%	28	15.0%	4	2.1%	11	5.9%	187	100.0%

(注) 組合構成員には複数の就労状況がある。

図 2 新規係属事件における組合構成員の就労状況の推移 (行政執行法人を除く)



(8) 新規係属事件における組合構成員の就労状況別調整事項

新規係属事件における調整事項を組合構成員の就労状況別にみると、正社員は経済的事項の一時金 (5.5%)、非経済的事項の組合承認・組合活動 (4.7%) の割合が合計 (それぞれ 5.1%、3.6%) と比較して最も高く、パート・アルバイトでは経済的事項の賃金増額 (6.5%)、非経済的事項の経営又は人事 (21.7%) の割合が合計 (それぞれ 4.1%、19.2%) と比較して最も高く、契約社員では経済的事項の賃金増額 (6.3%) の割合が合計 (4.1%) と比較して最も高い (第 29-2 表参照)。

第 29-2 表 新規係属事件における組合構成員の就労状況別調整事項の状況（行政執行法人を除く）

（単位：項目）

就労状況		正社員		パート・アルバイト		契約社員		派遣労働者		その他		合計	
調整事項													
合計		255	100.0%	46	100.0%	63	100.0%	4	100.0%	22	100.0%	390	100.0%
経済的事項		92	36.1%	20	43.5%	30	47.6%	1	25.0%	6	27.3%	149	38.2%
内訳	賃金増額	7	2.7%	3	6.5%	4	6.3%	0	0.0%	2	9.1%	16	4.1%
	一時金	14	5.5%	3	6.5%	3	4.8%	0	0.0%	0	0.0%	20	5.1%
	労働時間・休日休暇	11	4.3%	1	2.2%	3	4.8%	0	0.0%	1	4.5%	16	4.1%
	その他	60	23.5%	13	28.3%	20	31.7%	1	25.0%	3	13.6%	97	24.9%
非経済的事項		157	61.6%	26	56.5%	33	52.4%	3	75.0%	16	72.7%	235	60.3%
内訳	経営又は人事	50	19.6%	10	21.7%	10	15.9%	1	25.0%	4	18.2%	75	19.2%
	団交促進	66	25.9%	11	23.9%	15	23.8%	2	50.0%	9	40.9%	103	26.4%
	組合承認・組合活動	12	4.7%	1	2.2%	1	1.6%	0	0.0%	0	0.0%	14	3.6%
	その他	29	11.4%	4	8.7%	7	11.1%	0	0.0%	3	13.6%	43	11.0%
協約締結・全面改定		6	2.4%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	6	1.5%

（注）組合構成員には複数の就労状況があるため、計は新規係属事件173件に係る調整事項数354項目と一致しない。

3 調整内容の特徴

(1) 調整事項別新規係属状況

新規係属事件 173 件に係る調整事項数 354 項目（3 年 465 項目）のうち、経済的事項が 129 項目・36.4%（同 177 項目・38.1%）、非経済的事項が 219 項目・61.9%（同 281 項目・60.4%）、協約締結・全面改定が 6 項目・1.7%（同 7 項目・1.5%）となっている。

また、3 年と比べると、経済的事項は 48 項目減少し、非経済的事項は 62 項目減少した。経済的事項のうち、賃金増額は 13 項目・3.7%（同 15 項目・3.2%）、一時金は 17 項目・4.8%（同 15 項目・3.2%）、労働時間・休日休暇は 14 項目・4.0%（同 15 項目・3.2%）であった。非経済的事項のうち、経営又は人事は 71 項目・20.1%（同 104 項目・22.4%）、団交促進は 97 項目・27.4%（同 122 項目・26.2%）、組合承認・組合活動は 12 項目・3.4%（同 12 項目・2.6%）であった（第 30-1 表参照）。

なお、これを全労委でみると、新規係属事件 175 件に係る調整事項数 356 項目（同 465 項目）のうち、経済的事項が 131 項目・36.8%（同 177 項目・38.1%）、非経済的事項が 219 項目・61.5%（同 281 項目・60.4%）、協約締結・全面改定が 6 項目・1.7%（同 7 項目・1.5%）となっている。

また、3 年と比べると、経済的事項は 46 項目減少し、非経済的事項は 62 項目減少した。経済的事項のうち、賃金増額は 15 項目・4.2%（同 15 項目・3.2%）、一時金は 17 項目・4.8%（同 15 項目・3.2%）、労働時間・休日休暇は 14 項目・3.9%（同 15 項目・3.2%）であった。非経済的事項のうち、経営又は人事は 71 項目・19.9%（同 104 項目・22.4%）、団交促進は 97 項目・27.2%（同 122 項目・26.2%）、組合承認・組合活動は 12 項目・3.4%（同 12 項目・2.6%）であった（第 30-2 表参照）。

第 30-1 表 新規係属事件における労働争議調整事項の推移（行政執行法人を除く）

（単位：項目）

調整事項 \ 年	30年	元年	2年	3年	4年	
合計	473 100.0%	413 100.0%	451 100.0%	465 100.0%	354 100.0%	
経済的事項	186 39.3%	156 37.8%	165 36.6%	177 38.1%	129 36.4%	
内 訳	賃金増額	13 2.7%	12 2.9%	12 2.7%	15 3.2%	13 3.7%
	一時金	28 5.9%	27 6.5%	25 5.5%	15 3.2%	17 4.8%
	労働時間・休日休暇	23 4.9%	22 5.3%	14 3.1%	15 3.2%	14 4.0%
	その他	122 25.8%	95 23.0%	114 25.3%	132 28.4%	85 24.0%
非経済的事項	283 59.8%	254 61.5%	279 61.9%	281 60.4%	219 61.9%	
内 訳	経営又は人事	106 22.4%	81 19.6%	88 19.5%	104 22.4%	71 20.1%
	団交促進	117 24.7%	116 28.1%	124 27.5%	122 26.2%	97 27.4%
	組合承認・組合活動	16 3.4%	12 2.9%	20 4.4%	12 2.6%	12 3.4%
	その他	44 9.3%	45 10.9%	47 10.4%	43 9.2%	39 11.0%
協約締結・全面改定	4 0.8%	3 0.7%	7 1.6%	7 1.5%	6 1.7%	
総事件数	243	203	229	235	173	
平均調整事項数 （一事件あたり）	1.95	2.03	1.97	1.98	2.05	

（注）複数の調整事項を含む事件もあるため、合計は総事件数に一致しない。

第 30-2 表 新規係属事件における労働争議調整事項の推移（全労委）

（単位：項目）

調整事項 \ 年	30年	元年	2年	3年	4年	
合計	475[7] 100.0%	415[2] 100.0%	451[4] 100.0%	465[2] 100.0%	356[2] 100.0%	
経済的事項	188[2] 39.6%	158[2] 39.9%	165[2] 36.6%	177[1] 38.1%	131[2] 36.8%	
内 訳	賃金増額	15[2] 3.2%	14[2] 4.6%	12 2.7%	15 3.2%	15[2] 4.2%
	一時金	28 5.9%	27 6.2%	25 5.5%	15 3.2%	17 4.8%
	労働時間・休日休暇	23 4.8%	22 3.7%	14 3.1%	15 3.2%	14 3.9%
	その他	122 25.7%	95 25.6%	114[2] 25.3%	132[1] 28.4%	85 23.9%
非経済的事項	283[5] 59.6%	254 59.2%	279[2] 61.9%	281[1] 60.4%	219 61.5%	
内 訳	経営又は人事	106 22.3%	81 19.7%	88[2] 19.5%	104 22.4%	71 19.9%
	団交促進	117[3] 24.6%	116 26.3%	124 27.5%	122[1] 26.2%	97 27.2%
	組合承認・組合活動	16 3.4%	12 4.3%	20 4.4%	12 2.6%	12 3.4%
	その他	44[2] 9.3%	45 9.0%	47 10.4%	43 9.2%	39 11.0%
協約締結・全面改定	4 0.8%	3 0.9%	7 1.6%	7 1.5%	6 1.7%	
総事件数	245	205	229	235	175	
平均調整事項数 （一事件あたり）	1.94	2.02	1.97	1.98	2.03	

（注）1. 複数の調整事項を含む事件もあるため、合計は総事件数に一致しない。

（注）2. []内は中労委取扱い件数で内数。

(2) 新規係属事件1件当たりの平均調整事項数

新規係属事件1事件当たり（行政執行法人を除く）の平均調整事項数は2.05項目（3年1.98項目）であった（第30-1表参照）。

第31-1表 新規係属事件における賃金増額、一時金及び解雇・人員整理事件数の月別推移（行政執行法人を除く）

（単位：件）

調整事項	年	合計	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
賃金増額	30年	13	0	1	1	2	1	2	2	0	0	0	2	2
	元年	12	1	0	0	0	1	3	2	2	2	0	1	0
	2年	12	0	0	2	3	0	2	2	0	2	1	0	0
	3年	15	1	0	1	1	1	2	0	0	2	1	5	1
	4年	13	0	0	2	2	0	2	0	1	1	1	1	3
一時金	30年	28	2	1	2	1	2	2	4	4	3	2	1	4
	元年	27	2	3	1	0	1	2	3	2	3	2	1	7
	2年	25	0	2	4	2	0	2	2	1	4	2	3	3
	3年	15	2	0	0	1	1	2	2	0	1	2	3	1
	4年	17	0	0	0	3	1	0	0	1	2	4	4	2
解雇・人員整理	30年	62	4	4	12	4	3	7	7	6	4	1	4	6
	元年	44	1	2	4	3	2	2	5	7	3	7	5	3
	2年	51	4	2	5	2	3	5	7	5	2	5	4	7
	3年	59	3	3	8	3	6	3	9	4	4	4	10	2
	4年	37	3	2	5	3	4	5	4	2	2	2	0	5

（注）解雇・人員整理事件とは、調整事項に経営又は人事中の細分類である「解雇」又は「人員整理」を含むもの（調整事項の詳細については巻末統計表第16、17表参照）。

第31-2表 新規係属事件における賃金増額、一時金及び解雇・人員整理事件数の月別推移（全労委）

（単位：件）

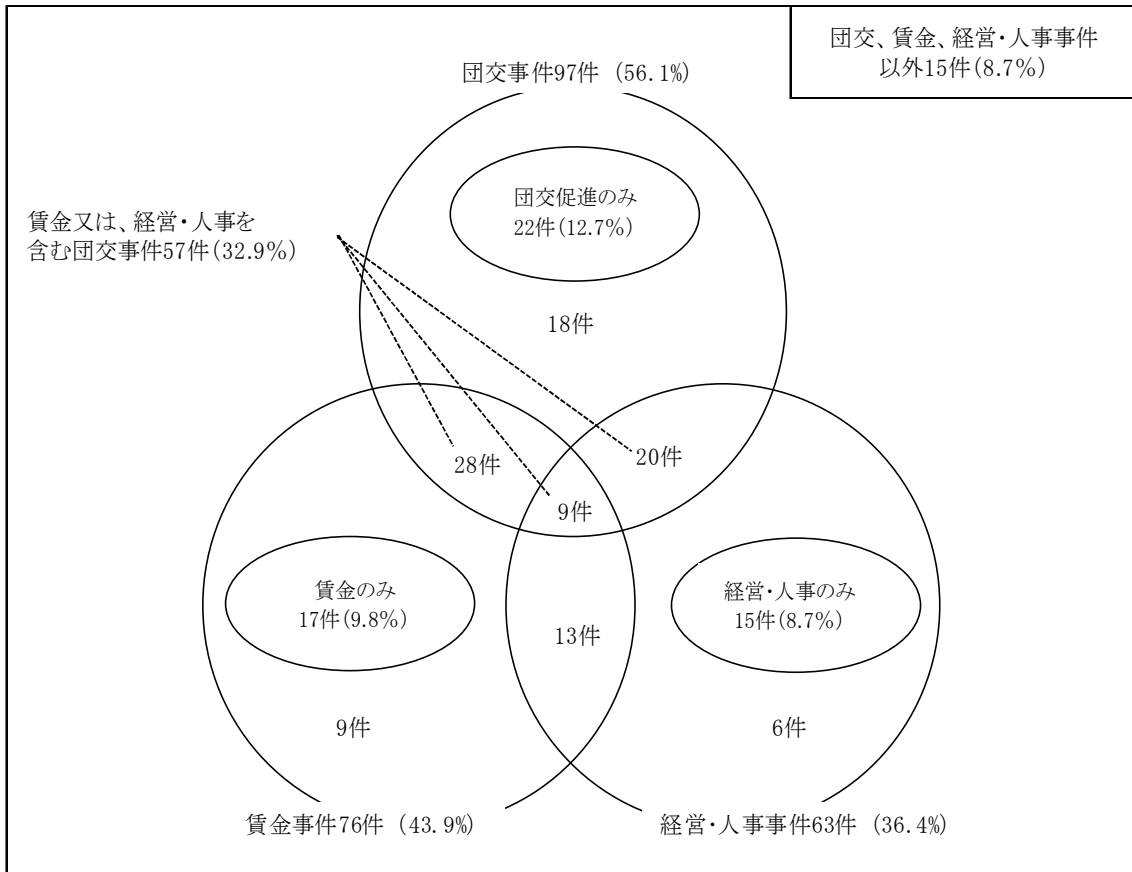
調整事項	年	合計	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
賃金増額	30年	15	0	1	1	2	3	2	2	0	0	0	2	2
	元年	14	1	0	0	0	3	3	2	2	2	0	1	0
	2年	12	0	0	2	3	0	2	2	0	2	1	0	0
	3年	15	1	0	1	1	1	2	0	0	2	1	5	1
	4年	15	0	0	2	2	2	2	0	1	1	1	1	3
一時金	30年	28	2	1	2	1	2	2	4	4	3	2	1	4
	元年	27	2	3	1	0	1	2	3	2	3	2	1	7
	2年	25	0	2	4	2	0	2	2	1	4	2	3	3
	3年	15	2	0	0	1	1	2	2	0	1	2	3	1
	4年	17	0	0	0	3	1	0	0	1	2	4	4	2
解雇・人員整理	30年	62	4	4	12	4	3	7	7	6	4	1	4	6
	元年	44	1	2	4	3	2	2	5	7	3	7	5	3
	2年	51	4	2	5	2	3	5	7	5	2	5	4	7
	3年	59	3	3	8	3	6	3	9	4	4	4	10	2
	4年	37	3	2	5	3	4	5	4	2	2	2	0	5

（注）解雇・人員整理事件とは、調整事項に経営又は人事中の細分類である「解雇」又は「人員整理」を含むもの（調整事項の詳細については巻末統計表第16、17表参照）。

(3) 新規係属事件調整事項別事件構成

新規係属事件の調整事項別事件構成については、調整事項に団交促進を含む事件（以下では「団交事件」という。）は97件・56.1%（3年122件・51.9%）であった。賃金等に関するものを調整事項に含む事件（以下では「賃金事件」という。）は76件・43.9%（同101件・43.0%）であった。経営又は人事に関するものを調整事項に含む事件（以下では「経営・人事事件」という。）は63件・36.4%（同94件・40.0%）であった（図3参照）。これらの事件の調整事項の重なりをみると、賃金事件かつ経営・人事事件は22件・12.7%（同35件・14.9%）、賃金事件かつ団交事件は37件・21.4%（同45件・19.1%）、経営・人事事件かつ団交事件は29件・16.8%（同40件・17.0%）となっている（図3参照）。

図3 新規係属事件調整事項別事件構成（行政執行法人を除く）



全事件(行政執行法人を除く)は 173件

団交事件…調整事項に団交促進(v)を含む事件

賃金事件…調整事項に賃金等に関するもの(d,e,f,g,h,i)を含む事件

経営・人事事件…調整事項に経営又は人事に関するもの(o,p,q,r,s,t)を含む事件

(注)各調整事項の詳細については巻末統計表第16表参照。

(4) 新規係属事件における産業別調整事項

新規係属事件の調整事項についてみると、製造業が28項目（3年51項目）、運輸業、郵便業が43項目（同53項目）、医療、福祉が58項目（同75項目）、サービス業が59項目（同68項目）、教育、学習支援業が48項目（同47項目）となっている。産業別の全調整事項に占める経済的事項の割合は、製造業で32.1%（同35.3%）、運輸業、郵便業で34.9%（同30.2%）、医療、福祉で32.8%（同29.3%）、サービス業で49.2%（同41.2%）、教育、学習支援業で31.3%（同34.0%）となっている。同じく非経済的事項の割合は、製造業で67.9%（同64.7%）、運輸業、郵便業で55.8%（同64.2%）、医療、福祉で67.2%（同66.7%）、サービス業で49.2%（同58.8%）、教育、学習支援業で66.7%（同63.8%）となっている（第32表参照）。

第32表 新規係属事件における産業別調整事項の状況（行政執行法人を除く）

（単位：項目）

調整事項	産業分類		全産業	製造業	運輸業 郵便業	医療、福祉	サービス業	教育、 学習支援業	その他 の産業						
	項目数	割合													
合計	354	100.0%	28	100.0%	43	100.0%	58	100.0%	59	100.0%	48	100.0%	118	100.0%	
経済的事項	129	36.4%	9	32.1%	15	34.9%	19	32.8%	29	49.2%	15	31.3%	42	35.6%	
内 訳	賃金増額	13	3.7%	1	3.6%	2	4.7%	1	1.7%	4	6.8%	1	2.1%	4	3.4%
	一時金	17	4.8%	1	3.6%	2	4.7%	1	1.7%	4	6.8%	2	4.2%	7	5.9%
	労働時間・休日休暇	14	4.0%	0	0.0%	2	4.7%	3	5.2%	3	5.1%	2	4.2%	4	3.4%
	その他	85	24.0%	7	25.0%	9	20.9%	14	24.1%	18	30.5%	10	20.8%	27	22.9%
非経済的事項	219	61.9%	19	67.9%	24	55.8%	39	67.2%	29	49.2%	32	66.7%	76	64.4%	
内 訳	経営又は人事	71	20.1%	5	17.9%	6	14.0%	14	24.1%	11	18.6%	10	20.8%	25	21.2%
	団交促進	97	27.4%	10	35.7%	11	25.6%	16	27.6%	15	25.4%	12	25.0%	33	28.0%
	組合承認・組合活動	12	3.4%	0	0.0%	4	9.3%	3	5.2%	0	0.0%	2	4.2%	3	2.5%
	その他	39	11.0%	4	14.3%	3	7.0%	6	10.3%	3	5.1%	8	16.7%	15	12.7%
協約締結・全面改定	6	1.7%	0	0.0%	4	9.3%	0	0.0%	1	1.7%	1	2.1%	0	0.0%	

（注）調整事項の多い上位5つの産業とその他の産業（上位5つ以外のすべての産業）別に記載。

(5) 新規係属事件における組合員数規模別調整事項

新規係属事件の調整事項を組合員数規模別にみると、組合員数99人以下では経済的事項57項目・33.7%（3年69項目・35.2%）、非経済的事項109項目・64.5%（同122項目・62.2%）、100人以上499人以下では経済的事項44項目・40.4%（同45項目・33.8%）、非経済的事項62項目・56.9%（同86項目・64.7%）、500人以上4,999人以下では経済的事項24項目・38.1%（同48項目・44.9%）、非経済的事項39項目・61.9%（同59項目・55.1%）、5,000人以上では経済的事項2項目・50.0%（同2項目・50.0%）、非経済的事項2項目・50.0%（同2項目・50.0%）となっている（第33表、巻末統計表第16表参照）。

第 33 表 新規係属事件における組合員数規模別調整事項の状況（行政執行法人を除く）

(単位:項目)

調整事項	組合員数		99人以下		100人以上 499人以下		500人以上 4,999人以下		5000人 以上		不 明		合 計		
合 計	169	100.0%	109	100.0%	63	100.0%	4	100.0%	9	100.0%	354	100.0%			
経済的事項	57	33.7%	44	40.4%	24	38.1%	2	50.0%	2	22.2%	129	36.4%			
内 訳	賃金増額	6	3.6%	7	6.4%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	13	3.7%		
	一時金	6	3.6%	6	5.5%	4	6.3%	0	0.0%	1	11.1%	17	4.8%		
	労働時間・休日休暇	5	3.0%	5	4.6%	3	4.8%	1	25.0%	0	0.0%	14	4.0%		
	その他	40	23.7%	26	23.9%	17	27.0%	1	25.0%	1	11.1%	85	24.0%		
非経済的事項	109	64.5%	62	56.9%	39	61.9%	2	50.0%	7	77.8%	219	61.9%			
内 訳	経営又は人事	34	20.1%	18	16.5%	17	27.0%	0	0.0%	2	22.2%	71	20.1%		
	団交促進	43	25.4%	31	28.4%	19	30.2%	2	50.0%	2	22.2%	97	27.4%		
	組合承認・組合活動	6	3.6%	4	3.7%	1	1.6%	0	0.0%	1	11.1%	12	3.4%		
	その他	26	15.4%	9	8.3%	2	3.2%	0	0.0%	2	22.2%	39	11.0%		
協約締結・全面改定	3	1.8%	3	2.8%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	6	1.7%			

4 あっせん員の構成

新規係属事件 173 件（3年 235 件）のうち、あっせん員の指名がされた 147 件（同 198 件）について、あっせん員の構成をみると、公・労・使三者委員のみによる構成が 105 件・71.4%（同 145 件・73.2%）で最も多く、以下、事務局職員のみが 32 件・21.8%（同 44 件・22.2%）、委員及び事務局職員が 9 件・6.1%（同 8 件・4.0%）などとなっている（第 34 表参照）。

第 34 表 新規係属あっせん事件におけるあっせん員の構成状況の推移（行政執行法人を除く）

(単位:件)

構成 年	合 計	委員				委員+非委員				非委員			
		三者 構成	公益 委員 のみ	その他	小計	委員+ 事務局 職員	委員+ 事務局 職員 以外	その他	小計	事務局 職員	労政 職員	その他	小計
30年	221	166	1	-	167	12	-	1	13	41	-	-	41
元年	177	130	2	-	132	14	-	-	16	29	-	-	29
2年	208	149	3	1	153	17	-	-	17	38	-	-	38
3年	198	145	1	-	146	8	-	-	8	44	-	-	44
4年	147	105	1	-	106	9	-	-	9	32	-	-	32

(注) 集計対象は、新規係属あっせん事件のうち、同年中にあっせん員指名のあったもの。

5 労働争議調整事件の終結

(1) 処理状況

4年は3年からの繰越61件を含む係属事件234件（3年275件）のうち、187件（同214件）が終結し、47件（同61件）が翌年に繰り越された。終結した187件のうち、当事者が調整を行うことに同意したもの（「調整あり」）は125件（同152件）、同意しなかったもの（「調整なし」）は62件（同62件）であった（チャートα参照）。

(2) 調整を行った事件

調整を行った結果、労使の合意を得られたものは81件（3年89件）、合意に至らなかったものは44件（同63件）であった。労使の合意を得られた81件について調整日数（あっせん員、調停委員又は仲裁委員の指名日から終結日までの日数）をみると、開始後90日以内に終結したものは、49件・60.5%（同64件・71.9%）であり、開始から終結まで91日以上かかったものは、32件・39.5%（同25件・28.1%）であった。

平均調整回数をみると、前者では1.51回（同1.44回）であったのに対し、後者では4.28回（同3.24回）であった。また、合意に至らなかった44件（同63件）の内訳をみると、労使双方が譲歩しなかったものが26件（同27件）と最も多く、以下、使用者側が譲歩しなかったものが6件（同2件）、双方譲歩するも隔たりが大きいものが3件（同26件）、労働者側が譲歩しなかったものが3件（同1件）などとなっている（チャートα参照）。

(3) 調整を行わなかった事件

被申請者が調整を行うことに同意しなかった事件62件（3年62件）の内訳をみると、団交の過程での回答が限度であるなど譲歩の意思がないもの33件（同37件）、自主交渉を続けたいとするもの2件（同9件）、自主解決したもの7件（同4件）、権利義務の確認や不当労働行為性の判断など調整事項について司法又は不当労働行為判断を求めたいとするもの2件（同2件）などとなっている（チャートα参照）。

(4) 労使の合意

調整を行った結果、労使の合意が得られた81件（3年89件）以外に、労使間で自主解決したものが7件（同4件）（「合意しない」の⑤の0件＋「調整なし」の③の7件。チャートα参照）あり、これを加えると終結事件の47.1%にあたる88件（同93件・43.5%）で労使合意に至っている。

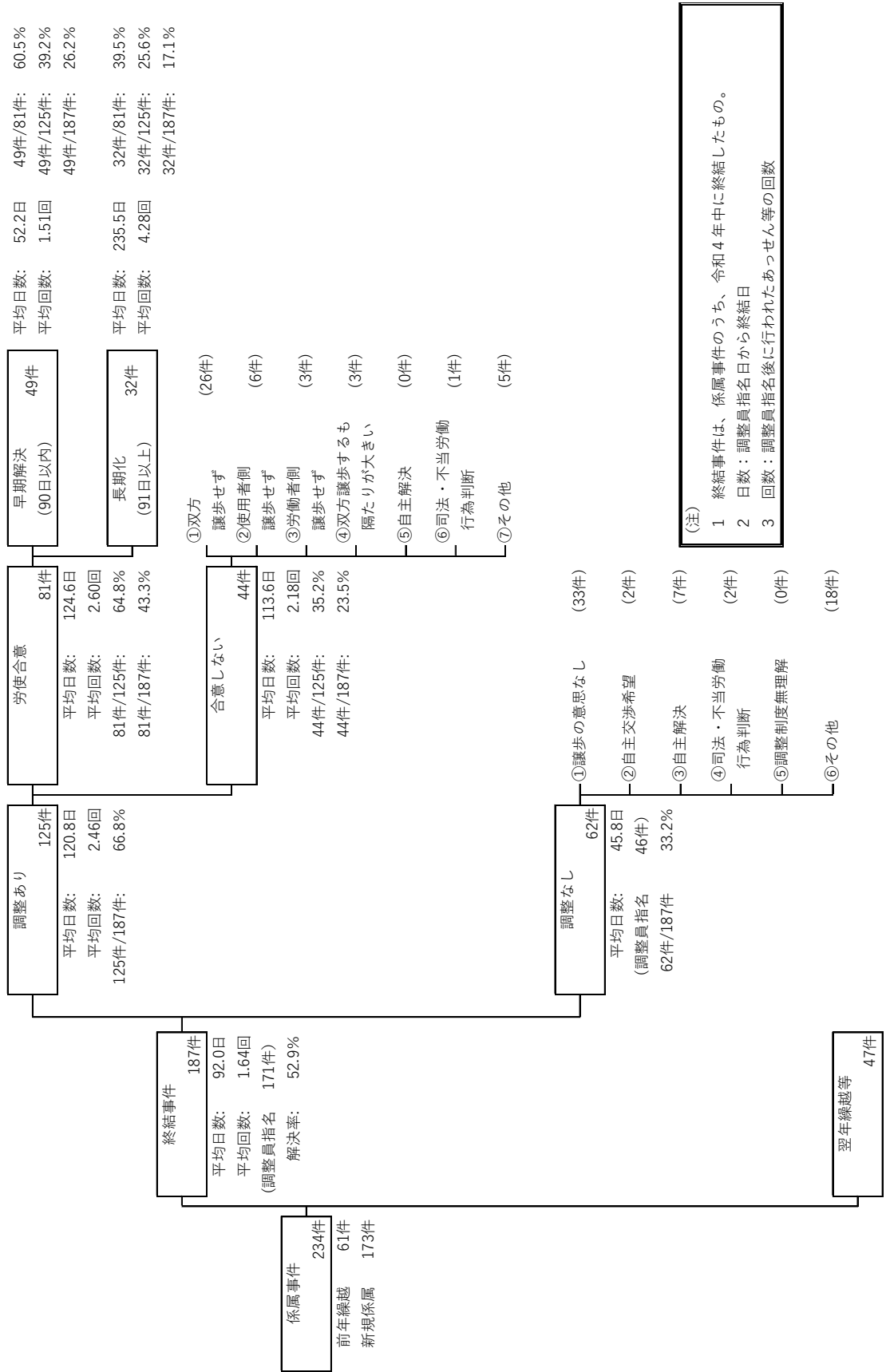
(5) 解決状況

4年に終結した調整事件187件（3年214件）のうち、取下・移管を除く153件（同

171件)の解決状況は、解決81件(同94件)、不調・打切72件(同77件)で、その解決率は52.9%(同55.0%)であった(第18表、第35-1表参照)。

また、調整方法別の解決状況をみると、あっせんは、取下・移管34件(同40件)を除く186件(同192件)中80件(同93件)が解決し、解決率は43.0%(同48.4%)であった。調停は、取下・移管0件(同3件)を除く1件中1件(同1件中1件)が解決し、解決率は100.0%(同100.0%)、仲裁は、取下・移管0件(同0件)を除く0件中0件(同0件中0件)が解決し、解決率は0%であった。(第36表参照)。

チャートα 令和4年係属事件フローチャート（行政執行法人を除く）



第 35-1 表 終結年での労働争議調整事件解決率の推移（行政執行法人を除く）

（単位：件）

労委別	事項	年				
		30年	元年	2年	3年	4年
都道府県労委	終結件数	254	205	239	212	187
	取下・移管除く終結件数	217	163	202	170	153
	解決件数	107	83	103	93	81
	解決率	49.3%	50.9%	51.0%	54.7%	52.9%
中 労 委	終結件数	0	3	2	2	0
	取下除く終結件数	0	2	2	1	0
	解決件数	0	2	2	1	0
	解決率	0.0%	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%
中 労 委 及 び 都道府県労委	終結件数	254	208	241	214	187
	取下・移管除く終結件数	217	165	204	171	153
	解決件数	107	85	105	94	81
	解決率	49.3%	51.5%	51.5%	55.0%	52.9%

（注）1. 終結件数、解決件数は、終結年で集計。

2. 解決率 = 解決件数 ÷ 取下・移管を除く終結件数。

第 35-2 表 開始年での労働争議調整事件解決率の推移（行政執行法人を除く）

（単位：件）

労委別	事項	年				
		30年	元年	2年	3年	4年
都道府県労委	取下・移管除く終結件数	161	123	154	136	101
	解決件数	74	58	73	69	53
	解決率	46.0%	47.2%	47.4%	50.7%	52.5%
中 労 委	取下除く終結件数	0	0	2	1	0
	解決件数	0	0	2	1	0
	解決率	0.0%	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%
中 労 委 及 び 都道府県労委	取下・移管除く終結件数	161	123	156	137	101
	解決件数	74	58	75	70	53
	解決率	46.0%	47.2%	48.1%	51.1%	52.5%

（注）1. 解決件数は、開始年で集計。

2. 解決率 = 解決件数 ÷ 取下・移管を除く終結件数。

第 36 表 労働争議調整事件の終結状況の推移（行政執行法人を除く）

(単位：件)

中労委 及び 都道府 県労委	年	あっせん							調停			仲裁			合計			
		取下 移管	あっせん案 提示		あっせん案 不提示		小計		取下 移管	件数	調停 案 提示	解決	取下 移管	件数	裁定	取下 移管	件数 A+C+ E+H	(内) 解決 B+D+ G+I
			件数	(内) 解決	件数	(内) 解決	件数	(内) 解決										
			A	B	C	D	A+C	B+D										
30年	37	59	57	153	45	212	102	0	4	4	4	0	1	1	37	217	107	
元年	41	52	47	112	37	164	84	2	1	1	1	0	0	0	43	165	85	
2年	36	73	70	117	34	190	104	0	2	1	1	1	1	0	37	193	105	
3年	40	45	43	147	50	192	93	3	4	1	1	0	0	0	43	196	94	
4年	34	41	35	145	45	186	80	0	1	1	1	0	0	0	34	187	81	
中労委	30年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	元年	0	3	2	0	0	3	2	0	0	0	0	0	0	0	3	2	
	2年	0	2	2	0	0	2	2	0	0	0	0	0	0	0	2	2	
	3年	1	1	1	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	1	1	1	
	4年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

(6) 平均調整日数

取下・移管を除く終結事件 150 件（あっせん 149 件、調停 1 件、仲裁 0 件）で、平均調整日数は 96.4 日（あっせん 97.0 日、調停 8.0 日、仲裁 0 日）であった（第 37-1 表参照）。

なお、これを全労委でみると、取下・移管を除く終結事件 152 件（あっせん 149 件、調停 3 件、仲裁 0 件）で、平均調整日数は 96.0 日（あっせん 97.0 日、調停 23.0 日、仲裁 0 日）であった（第 37-2 表参照）。

第 37-1 表 労働争議調整事件の平均調整期間の推移（行政執行法人を除く）

(単位：件、日)

区分 年	あっせん				調 停				仲 裁				合 計			
	都道府県労委		中労委		都道府県労委		中労委		都道府県労委		中労委		都道府県労委		中労委	
	取下、 移管を 除く終 結件数	+ 中 労 委	取下を 除く終 結件数		取下、 移管を 除く終 結件数	+ 中 労 委	取下を 除く終 結件数		取下、 移管を 除く終 結件数	+ 中 労 委	取下を 除く終 結件数		取下、 移管を 除く終 結件数	+ 中 労 委	取下を 除く終 結件数	
30年	212	64.5 (43.6)	-	(-)	4	68.5 (56.0)	-	(-)	1	169.0 (61.0)	-	(-)	217	65.1 (43.9)	-	(-)
元年	162	72.4 (44.6)	2	(61.0)	2	165.5 (61.0)	-	(-)	-	-	-	(-)	164	73.6 (44.8)	2	(61.0)
2年	195	71.0 (44.6)	2	(20.0)	2	248.0 (61.0)	-	(-)	-	-	-	(-)	197	72.8 (42.4)	2	(20.0)
3年	168	70.2 (46.2)	1	(24.0)	1	12.0 (12.0)	-	(-)	-	-	-	(-)	169	69.9 (46.0)	1	(24.0)
4年	149	97.0 (49.3)	-	(-)	1	8.0 (8.0)	-	(-)	-	-	-	(-)	150	96.4 (49.1)	-	(-)

(注) 1. 集計対象は、取下げ・移管を除く終結事件のうち、係属日数1年以上の事件を除いたもの。

2. 括弧内は、期間が2か月を越えたものを61日として計算した数値。

第 37-2 表 労働争議調整事件の平均調整期間の推移（全労委）

(単位：件、日)

区分 年	あっせん				調 停				仲 裁				合 計			
	都道府県労委		中労委		都道府県労委		中労委		都道府県労委		中労委		都道府県労委		中労委	
	取下、 移管を 除く終 結件数	+ 中 労 委	取下を 除く終 結件数		取下、 移管を 除く終 結件数	+ 中 労 委	取下を 除く終 結件数		取下、 移管を 除く終 結件数	+ 中 労 委	取下を 除く終 結件数		取下、 移管を 除く終 結件数	+ 中 労 委	取下を 除く終 結件数	
30年	212	64.5 (42.6)	-	(-)	6	53.7 (45.3)	2	(24.0)	1	169.0 (61.0)	-	(-)	219	64.7 (42.7)	2	(24.0)
元年	162	72.4 (44.6)	2	(61.0)	4	89.8 (37.5)	2	(14.0)	-	-	-	(-)	166	72.8 (44.5)	4	(37.5)
2年	195	71.0 (44.6)	2	(20.0)	2	248.0 (61.0)	-	(-)	-	-	-	(-)	197	72.8 (42.4)	2	(20.0)
3年	168	70.2 (46.2)	1	(24.0)	1	12.0 (12.0)	-	(-)	-	-	-	(-)	169	69.9 (46.0)	1	(24.0)
4年	149	97.0 (49.3)	-	(-)	3	23.0 (23.0)	2	(31.0)	-	-	-	(-)	152	96.0 (48.8)	2	(31.0)

(注) 1. 集計対象は、取下げ・移管を除く終結事件のうち、係属日数1年以上の事件を除いたもの。

2. 括弧内は、期間が2か月を越えたものを61日として計算した数値。

6 その他

(1) 争議行為予告の状況

労働関係調整法第 37 条に基づく争議行為予告のうち、争議行為が 2 以上の都道府県にわたるものである、又は全国的に重要な問題にかかるものであるとして、関係当事者から中労委に通知があったものは、87 件(3 年 86 件)で 3 年より 1 件増加した。

事業種類別では、医療関係からの争議行為予告が 23 件 26.4% (同 24 件・27.9%) で最も多く、以下、航空関係 22 件・25.3% (同 18 件・20.9%)、陸上旅客運送関係 12 件・13.8% (同 15 件・17.4%)、港湾関係 12 件・13.8% (同 12 件・14.0%) などとなっている(第 38 表参照)。

第 38 表 事業種類別争議行為予告通知件数の推移(中労委)

(単位:件)

年	計	陸上旅客運送	航空	道路貨物運送	港湾	電気	ガス	医療	その他
30年	107(7)	19(0)	30(5)	10(1)	7(0)	1(0)	0(0)	28(0)	12(1)
元年	118(12)	22(0)	41(10)	10(1)	8(0)	1(0)	0(0)	27(0)	9(1)
2年	79(5)	17(0)	13(3)	10(1)	8(0)	1(0)	0(0)	23(0)	7(1)
3年	86(9)	15(0)	18(7)	11(1)	12(0)	1(0)	0(0)	24(0)	5(1)
4年	87(10)	12(0)	22(8)	10(1)	12(0)	1(0)	0(0)	23(0)	7(1)

(注)1. ()内は、使用者による争議行為予告通知の件数で内数。

2. 「陸上旅客運送」は、鉄道事業及び一般路線バス事業が該当。
3. 「その他」は、電気通信、水道及び公衆衛生が該当。

(2) 労働争議実情調査の状況

労働委員会規則第 62 条の 2 に基づき 4 年に新規に開始した労働争議実情調査件数(全労委)は 927 件(3 年 962 件)で、3 年より 35 件減少した。3 年からの繰越 119 件を含む係属 1,046 件(同 1,099 件)の終結状況をみると、終結した 898 件(同 980 件)のうち、争議解決 785 件・87.4% (同 831 件・84.8%)、調査打切 110 件・12.2% (同 145 件・14.8%)、あっせんに移行したものが 1 件・0.1% (同 2 件・0.2%)、調停に移行したものが 0 件・0.0% (同 1 件・0.1%) などとなっている(第 39 表、巻末統計表第 19 表参照)。

第 39 表 労働争議実情調査の取扱状況の推移（全労委）

（単位：件）

区分 年	取扱件数			終結状況					
	前年繰越	当年開始	合計	争議解決	調査打切	あつせん 移行	調停移行	不当労働行 為事件移行	合計
30年	191	1,078	1,269	983	108	1	0	0	1,092
元年	177	1,049	1,226	929	131	2	0	3	1,065
2年	161	964	1,125	883	102	3	0	0	988
3年	137	962	1,099	831	145	2	1	1	980
4年	119	927	1,046	785	110	1	0	2	898